

1. 件名:公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時:令和3年4月23日(金)13時15分~14時05分

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官、堀内安全審査官、加藤係員

公益財団法人核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター 六ヶ所検査部次長 他1名

5. 要旨

(1)公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター(以下「NMCC 六ヶ所」という。)から、令和3年1月29日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請(以下「本申請」という。)について、説明があった。

(2)原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「基準規則」という。)で求める管理区域に係る線量評価の記載がなく、基準規則への適合性が確認できないため、説明すること。

○組織、経験、技術者数及び有資格者数の既許可からの変更について、説明すること。

○周辺監視区域について既許可から変更が無いとの申請であるが、NMCC 六ヶ所と周辺監視区域を共用している日本原燃においては、周辺監視区域を変更していると認識している。NMCC 六ヶ所における周辺監視区域の変更及び周辺監視区域の変更に伴う線量評価結果の変更の有無について、説明すること。

(3)NMCC六ヶ所から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

なし